

1 設置者

- (1) 名称 社会福祉法人シオンの園
- (2) 住所 隠岐郡西ノ島町大字別府149番地 9
- (3) 代表者氏名 大野 光信

2 施設の名称、所在地、施設種別

- (1) 名称 シオンこひつじ保育園
- (2) 所在地 松江市大庭町1802-7
- (3) 施設種別 保育所型

3 認定こども園の事業開始年月日 令和5年4月1日

4 保育を必要とする子どもに係る利用定員（事業開始日現在）

利用定員 40人 内訳

年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計
利用定員	19			21			40

5 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員（事業開始日現在）

利用定員 6人 内訳

年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計
利用定員				6			6

6 満3歳以上の子どもについて編制する学級数 2学級  
(満3歳児に関しては2歳児クラス)

7 認定こども園の長となるべき者の氏名 中道 順

8 教育又は保育の目標及び主な内容

以下のURL（外部サイト）を参照

<https://shion60.codmon.net/shion-sn>

9 子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの

- ・子育て相談・食事相談事業
- ・一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）
- ・一時預かり事業（一般型）

10 園児の1日の活動内容

別紙のとおり

## 9 利用者負担金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育利用料	100円/30分（2号・3号認定子ども 保育標準及び短時間共に）
1号・2号認定子ども主食費	1,000円（月額）
1号・2号認定子ども副食費	4,500円（月額） *2号認定のお子さんが土曜を利用する際は1回につき275円。家庭の都合によって減免となる場合がある。 *1号認定のお子さんは、長期休園中は日割り計算にて徴収。
日本スポーツ振興センター 災害共済給付掛金負担金	年額 240円

## 10 支払方法

利用料（利用者負担）	銀行引き落としを原則とします
延長保育利用料	銀行引き落としを原則とします
一時保育利用料	銀行引き落としを原則とします
その他（給食費等）	銀行引き落としを原則とします

## 11 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

### <毎日の保育の流れ>

時間	保育を必要とする子ども 0~2歳児（3号認定）
7:00	保育標準時間（11時間）開始 順次登園、朝の健康チェック 遊び
8:30	保育短時間（8時間）開始 順次登園

	おやつ、おいのり、朝の会 遊び(室内外)
11:10	食事(0・1歳児)
11:30	食事(2歳児)
13:00	お昼寝
15:00	起床
15:20	おやつ あそび
16:00	順次降園
16:30	保育短時間終了
18:00	保育標準時間終了、延長保育開始
19:00	閉園

時間	保育を必要とする子どもの保育時間 (2号認定 3~5歳児)	保育を必要とする子ども以外の子どもの保育 時間 (1号認定 3~5歳児)
7:00	保育標準時間(11時間)開始 順次登園	一時預かり
8:30	保育短時間(8時間)開始 順次登園	登園
9:00	お集まり  朝の会 各クラスのカリキュラムに基づいた活動	
11:30	食事	
13:00	お昼寝	降園 一時預かり開始
14:00		
15:00	起床	
15:20	おやつ 遊び	
16:00	順次降園	
16:30	保育短時間終了	
18:00	保育標準時間終了、延長保育開始	一時預かり終了
19:00	閉園	

#### お散歩のコース

園庭以外に、保育園周辺のお散歩を実施しています。

<年間行事予定>